

やむを得ず学校に登校できない生徒等への ICT を活用した学習指導等に関してチェックリストや実践事例等を周知しますので、対応をお願いします。

事 務 連 絡

令和3年8月30日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課 御 中
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校（高等課程）におけるやむを得ず学校に登校できない生徒等への
ICT を活用した学習指導等について

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。また、最近の感染者数の増加に伴い、夏季休業期間中の部活動などの教育活動の場面や学習塾などで相次いでクラスターが確認されており、生徒等の感染が更に拡大し、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず専修学校に登校できない生徒等（以下、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等」という。）が増加することが懸念されます。

このことを踏まえ、「[小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について](#)」（令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）の中で、「やむを得ず登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導に関する事務連絡を、近日中に別途発出する予定」としたところですが、この度、別添「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について」（令和3年8月27日付初等中等教育局情報教育・外国語教育課事務連絡）のとおり ICT を活用した学習指導に関する留意事項等を取りまとめられております。

この中では、やむを得ず学校に登校できない生徒等への ICT を活用した学習指導に関する留意事項に加え、各専修学校高等課程（以下「高等専修学校」という。）において、GIGA スクール構想を踏まえて整備された学習者用情報端末（以下「ICT 端末」という。）などを活用した学習活動を円滑に実施することができ

るよう、より実践的な資料として、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等を行うためのチェックリスト」(別紙1) 及び「やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等 自治体の事例」(別紙2) をお示ししています。これらをぜひ参照していただき、家庭とも連携しながら必要な環境整備や準備を早急に進め、非常時にあっても生徒等の学びを止めないという観点から、各都道府県及び都道府県教育委員会(以下「都道府県等」という。)おかれては、所管又は所轄の各高等専修学校に対して、積極的に取り組んでいただくよう御指導をお願いします。

また、文部科学省では、リーフレット「学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育」(別紙3) や「遠隔教育システム活用ガイドブック」の第3章「家庭学習を支援する遠隔・オンライン学習」などでも、優良事例や必要な環境整備について整理されていますので、併せて適宜参考としてください。

このことについて、各都道府県におかれては所轄の高等専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. やむを得ず学校に登校できない生徒等に対する ICT の活用等による学習指導に関する基本的な考え方

やむを得ず学校に登校できない生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒等との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることが求められる。特に、一定の期間、生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT 端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT 端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、生徒とコミュニケーションを絶やさず、学びを止めないようにする取組が重要である。

以上のほか、学習指導に係る留意事項等の詳細については、「[新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン](#)」(令和3年2月19日)の「5 学習指導等」を参照されたい。

2. 学校と自宅等の ICT 環境の整備

学校 ICT 環境は格段に充実した一方で、学校と自宅等を結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備については必ずしも十分ではない学校があると承知している。その早急な改善を図ることが必要であり、その支援のため、①経済的な理由等により通信環境が十分ではない家庭に対して、各都道府県等及び各高等専修学校から貸し出すモバイルルータ等の可搬型通信機器や、②学校から生徒がいる自宅等に対して ICT を活用した学習指導等を行う際に、学校側にいる教師が使うカメラやマイクなどの周辺設備の整備が十分ではない学校においては、必要に応じ整備を検討願う。

また、「専修学校における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」補助事業については近日中に再公募を行う予定である。

上記のほか、感染の状況や生徒の状況に応じた学校での教育活動や自宅等での学習を実施する際に生じる教材の購入等の経費については、「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」により補助を行っているところであり、各都道府県等及び各高等専修学校におかれては、当該補助金の活用も検討されたい。

3. やむを得ず学校に登校できない生徒への ICT を活用した学習指導

(1) ICT 端末の持ち帰り

やむを得ず学校に登校できない場合において、ICT 端末を持ち帰り、自宅等での学習において ICT を効果的に活用できるようにするためには、日頃からの準備が不可欠である。このため、各都道府県等及び各高等専修学校においては、生徒への適切な利活用の指導やルール設定など、ICT 端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むよう、これまでも通知等によりお願いしてきたところであるが、現状において未だ必要な準備が終わっていない学校については一日も早い取組をお願いしたい。その際、「GIGAスクール構想を踏まえた専修学校(高等課程)における ICT の積極的な利活用等について(周知)」(令和3年3月31日付生涯学習推進課事務連絡)において示した「1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」(別紙3)も再度参照されたい。

非常時の ICT 端末の持ち帰り学習について、実施の準備をしていない学校においては、早急に準備に取り掛かること。

(2) ICT を活用した学習指導等の着実かつ積極的な実施

やむを得ず学校に登校できない生徒に対し、地域や学校、生徒の実情等を踏まえながら、別紙1や別紙2等も参考にしつつ、遠隔・オンライン教育をはじ

め ICT を活用した学習指導等を積極的に実施すべく早急に組織的な取組を進められたい。

具体的には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には生徒の発達段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられること。

準備や経験の状況によっては、まずは例えば、自宅等に持ち帰らせた ICT 端末の標準仕様とされているクラス管理機能、チャット機能、ファイル共有機能等を含む汎用的なソフトウェアを活用して朝の会を行ったり、同時双方向型のウェブ会議システムで健康観察などを行い会話する機会を確保したりすることから始めるなど、生徒のコミュニケーションを絶やさない観点で、できる取組から着実に実施されたい。

文部科学省 HP「[子供の学び応援サイト](#)」では、生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、NHK for School や、各教育委員会・大学・教科書発行者・NPO 法人等が作成した教材や学習動画等のコンテンツへのリンクを掲載しているため、適宜活用されたい。

併せて、生徒が学校や家庭において、学習・アセスメントができる CBT システム（MEXCBT：メクビット）も適宜活用されたい。利用開始手続き等については、文部科学省 HP「[学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT：メクビット）について](#)」を参照すること。

なお、学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者が授業の過程において必要な範囲で行う著作物等のインターネット送信等については、学校等の設置者が文化庁の指定管理団体（SARTRAS）に補償金の支払いをすることで、原則として権利者の許諾なくして利用することが可能である。詳細は、[SARTRAS のウェブサイト（授業目的公衆送信補償金制度）](#)を参照されたい。

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等に関してチェックリストや実践事例等を周知しますので、対応をお願いします。

事務連絡
令和3年8月27日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した
学習指導等について

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。また、最近の感染者数の増加に伴い、夏季休業期間中の部活動などの教育活動の場面や学習塾などで相次いでクラスターが確認されており、児童生徒等の感染が更に拡大し、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等（以下、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等」という。）が増加することが懸念されます。

このことを踏まえ、「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）の中で、「やむを得ず登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導に関する事務連絡を、近日中に別途発出する予定」としたところですが、この度、下記のとおり ICT を活用した学習指導に関する留意事項等を取りまとめましたのでお知らせします。

この中では、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導に関する留意事項に加え、各学校において GIGA スクール構想によって整備された学習者用情報端末（以下「ICT 端末」という。）などを活用した学習活動を円滑に実施することができるよう、より実践的な資料として、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等を行うためのチェックリスト」（別紙1）及び「やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等 自治体の事例」（別紙2）をお示ししています。これらをぜひ参照していただき、家庭とも連携しながら必要な環境整備や準備を早急に進め、非常時にあっても児童生徒等の学びを止めないという観点から、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、文部科学省では令和2年度遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業の成果である、リーフレット「学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育」（別

紙3)や「遠隔教育システム活用ガイドブック」の第3章「家庭学習を支援する遠隔・オンライン学習」などでも、優良事例や必要な環境整備について整理していますので、併せて御活用ください。

なお、取組を進めていただく上で、教職員の負担軽減の観点からも情報通信技術支援員（ICT支援員）やGIGAスクールサポーターといった支援スタッフの活用を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対するICTの活用等による学習指導に関する基本的な考え方

やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることが求められる。特に、一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず、学びを止めないようにする取組が重要である。

以上のほか、学習指導に係る留意事項等の詳細については、「[感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）](#)」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）（別紙4）及び「[新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン](#)」（令和3年2月19日）の「5 学習指導等」を参照されたい。

2. 学校と自宅等のICT環境の整備

GIGAスクール構想により多くの学校で1人1台端末が実現し、学校ICT環境は格段に充実した一方で、学校と自宅等を結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備については必ずしも十分ではない地域や学校があると承知している。その早急な改善を図ることが必要であり、その支援のため、①経済的な理由等により通信環境が十分ではない家庭に対して、設置者や学校から貸し出すモバイルルータ等の可搬型通

信機器を整備するための「家庭学習のための通信機器整備支援事業」による補助や、②学校から児童生徒がいる自宅等に対して ICT を活用した学習指導等を行う際に、学校側にいる教師が使うカメラやマイクなどの周辺設備を整備するための「学校からの遠隔学習機能の強化事業」による補助等について、現在事業募集を行っているので、整備が十分ではない自治体においては、積極的に活用されたい。なお、要保護児童生徒援助費補助金などの低所得世帯への支援施策において、家庭での ICT を活用した学習に係る通信費を支援していることにも留意されたい。

私立学校についても、1人1台端末の整備や学校と自宅等を結んだオンラインでの学習指導を行うための環境整備を検討されている場合は、「私立学校情報機器整備費補助金」を活用いただくよう、所轄の学校に対して改めて周知をお願いしたい。(私立学校情報機器整備費補助金の計画調書の提出期限の再延長について(令和3年8月6日付け文部科学省高等教育局私学部私学助成課事務連絡参照。))

上記補助金のほか、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や自宅等での学習を実施する際に生じる教材の購入等の経費については、「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」により補助を行っているところであり、学校の設置者におかれては、当該補助金の活用も検討されたい。

また、GIGA スクール構想により、高速大容量の校内ネットワークが整備され、外部との接続についても同時利用率を考慮して1台あたり2Mbps程度の通信速度を確保することを前提に整備が行われたところであるが、実際の運用においては何らかの原因(ボトルネック)により、遠隔・オンライン教育等に対応しうる通信速度が確保できない事例も指摘されている。このようにネットワークの通信速度が十分ではなく学習に支障が生じうる場合には、早急に保守事業者等の専門家によるアセスメントを実施し、課題の解消を図る必要がある。アセスメントの実施に当たっては、国の令和2年度補正予算に計上している「GIGA スクールサポーター配置支援事業」の活用についても併せて検討すること。

文部科学省においても、全国の学校通信における不具合等に関する情報を収集・整理するとともに、その課題解決方法も含めて、近日中に情報提供を行う予定であるので、本情報も参考にしながら改善を図ること。

なお、少数ながら、未だ ICT 端末の納品や運用ができていない自治体があり、当該自治体においては危機感をもって一日も早く整備を進めていただきたい。

3. やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導

(1) ICT 端末の持ち帰り

やむを得ず学校に登校できない場合において、ICT 端末を持ち帰り、自宅等での学習において ICT を効果的に活用できるようにするためには、日頃からの準備が不可欠である。このため、各学校設置者等においては、児童生徒への適切な利活用の指導やルール設定など、ICT 端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むよう、これまで通知等によりお願いしてきたところであるが、現状において未だ必要な準備が終わっていない学校については一日も早い取組をお願いしたい。その際、「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について(通知)」(令

和3年3月12日付け2文科初第1962号初等中等教育局長通知)において示した「1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント」(別紙5)も再度参照されたい。

非常時のICT端末の持ち帰り学習について、実施の準備をしていない学校においては、早急に準備に取り掛かること。

(2) ICTを活用した学習指導等の着実かつ積極的な実施

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、別紙1や別紙2等も参考にしつつ、遠隔・オンライン教育をはじめICTを活用した学習指導等を積極的に実施すべく早急に組織的な取組を進められたい。

具体的には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等(例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等)を組み合わせてたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられること。

準備や経験の状況によっては、まずは例えば、自宅等に持ち帰らせたICT端末の標準仕様とされているクラス管理機能、チャット機能、ファイル共有機能等を含む汎用的なソフトウェアを活用して朝の会を行ったり、同時双方向型のウェブ会議システムで健康観察などを行い会話する機会を確保したりすることから始めるなど、児童生徒のコミュニケーションを絶やさない観点で、できる取組から着実に実施されたい。

文部科学省HP「[子供の学び応援サイト](#)」では、児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、NHK for Schoolや、各教育委員会・大学・教科書発行者・NPO法人等が作成した教材や学習動画等のコンテンツへのリンクを掲載しているため、適宜活用されたい。

併せて、児童生徒が学校や家庭において、学習・アセスメントができるCBTシステム(MEXCBT:メクビット)も適宜活用されたい。利用開始手続き等については、文部科学省HP「[学びの保障オンライン学習システム\(MEXCBT:メクビット\)について](#)」を参照すること。

なお、学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者が授業の過程において必要な範囲で行う著作物等のインターネット送信等については、学校等の設置者が文化庁の指定管理団体(SARTRAS)に補償金の支払いをすることで、原則として権利者の許諾なくして利用することが可能である。詳細は、[SARTRASのウェブサイト\(授業目的公衆送信補償金制度\)](#)を参照されたい。

4. 幼稚園におけるICT活用について

幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討すること。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した「[新](#)

型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」も参考としつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組むこと。

- (別紙1) やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等を行うためのチェックリスト
- (別紙2) やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等自治体の事例
- (別紙3) 学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育
- (別紙4) 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号）
- (別紙5) 1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント

<本件連絡先>

文部科学省電話 03-5253-4111(代表)

- 事務連絡の全般的な事項に関すること
初等中等教育局 情報教育・外国語教育課(内2085)
- 学校等の ICT 環境の整備に関すること
初等中等教育局 情報教育・外国語教育課(内2050)
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課(内2367)
- 私立学校情報機器整備費補助金に関すること
高等教育局私学部私学助成課(内2547)

やむを得ず学校に登校できない児童生徒への ICT を活用した学習指導等を行うためのチェックリスト

このチェックリストは、教育委員会・学校の取組を自らが確認し、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒（以下「児童生徒」を言う。）への ICT を活用した学習指導等を行うためのものです。

非常時において、同時双方向型のウェブ会議システム等を活用した学習指導や、ICT ツールを活用した朝の会などを通して学校と児童生徒、児童生徒同士等がつながる機会を確保することは、学習に著しい遅れが生じないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係等を継続するためにも重要です。



教育委員会・学校内での現状の準備状況やこれから実施すべきことを把握し、以下の例を参考としつつ、できることから早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、その際、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）を参照してください。

1. ICT を活用した学習指導等の実施

学校においては、下記 2. の準備や経験が十分でなかった場合でも、児童生徒に対しては ICT 端末を自宅等に持ち帰らせるなどして、児童生徒の学びを止めないことが重要であり、以下の例を参考としつつ、できる取組から実施してください。

① 指導全般

- 同時双方向型のウェブ会議システムやクラス管理機能等を活用して、朝の会、健康観察等により、学校と家庭をつなぎ、規則正しい生活習慣を維持したり、学校と児童生徒、児童生徒同士等の関係を継続したりしているか。
- 学習者用デジタル教科書、デジタル教材やオンデマンド動画等の既存のコン

テック等（文部科学省の「子供の学び応援サイト」や各教育委員会の学習サイト等を参照。）を活用しているか。

- 課題を配信する際には適切な内容や量となるよう留意しているか。
- 学校・家庭での ICT 端末利用にあたって、児童生徒の健康影響や情報モラルに配慮しているか。

② 臨時休業等により一斉での ICT を活用した学習指導等を行う場合



【写真：学習指導の例】

指導者用 ICT 端末を利用し、同時双方向型ウェブ会議システムで授業を実施。大型提示装置にも接続して、児童生徒の様子を教師が把握しやすくしている。場合によっては、教師の自宅等から行うことも考えられる。

- 同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導等を行っているか。
- 児童生徒がチャットで質問したりすることができるなど、個別に指導を受けられるようにするなどしているか。

③ 出席停止等の児童生徒と自宅等をつないだ ICT を活用した学習指導等を行う場合



【教室での接続の例①】

ICT 端末を教卓に設置して、黒板や教師の姿を自宅等にいる児童生徒と共有している。



【教室での接続の例②】

ICT 端末を据え付けた三脚を設置。同時双方向型のウェブ会議システム等を利用して、授業に自宅等にいる児童生徒が参加できるようにしている。マイクも利用。



【オンラインでの面談の様子】

必要に応じて、授業後や放課後等にオンラインでの面談を実施し、コミュニケーションを取ることもできる。

- 教室と自宅等をつないで、授業に参加できるようにして、孤独感や不安感を軽減しているか。
- 児童生徒がチャットで質問したりすることができるなど、個別に指導を受けられるようにするなどしているか（再掲）。

2. 学校と自宅等の ICT 環境の整備

児童生徒への ICT を活用した学習指導等がいつでも実施できるよう、教育委員会は学校と協力して、自宅等の通信環境の把握、学校の ICT 環境の整備・準備等を行っておく必要があります。特に、同時双方向型のウェブ会議システムを活用する際には音声安定していることに留意する必要があります。また、学校において不足しているものがあれば、教育委員会において整備等の支援を行う必要があります。

① 自宅等での利活用に向けた準備

- ICT 端末等を自宅等に持ち帰り、安心・安全に使用するためのルールやガイドラインなどを明確にし、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示されているか。
- ICT 端末等が自宅等でも利用可能か、自宅等の通信環境について把握しているか。
- ICT 端末等を自宅等に持ち帰る時、通信環境が整っていない自宅等に対する具体的な対策を講じているか。
(可搬型通信機器(モバイル Wi-Fi ルーター、USB 型 LTE データ通信機器(USB ドングル)、SIM カード)の貸与、自宅等での Wi-Fi 利用に関する支援等)
- 非常時に上記通信環境等が整っていない場合に、当該児童生徒が学校や公共機関等の ICT を活用した学習が継続できる環境を整えているか。
- 非常時に備え、ICT 端末の持ち帰り、自宅等での学習において ICT を活用しているか。

② 学校での ICT 環境に関する準備

- 児童生徒への ICT を活用した学習指導等に必要となる学校・教員・児童生徒が使用する機材について、教育委員会において準備しているか。

【必ず必要なもの】

- 指導者用 ICT 端末
- 学習者用 ICT 端末

【活用すると有用であるもの】

- 同時双方向型のウェブ会議用マイク（指導者用 ICT 端末にマイクがない場合、指導者用 ICT 端末のマイクでは不十分な場合等に必要）
 - 外付けカメラ・三脚（指導者用 ICT 端末にカメラがない場合、黒板を映す場合等に必要）
 - 実物投影機（教科書や資料集、実物や書籍等を投影したい場合）
 - 大型提示装置（教材の提示を行う、児童生徒の様子（健康観察等）を把握するなどの場合）
 - 上記外部機器を接続するためのケーブルやアダプタ等
- 教育委員会において、学校に必要なネットワーク環境を整備し、教室からの通信速度の測定を行うなど、円滑な通信のために必要な環境が確保できているか確認しているか。

③ 教師が自宅等から学習指導等を行う場合の準備

- 教育委員会において、教師の自宅等から円滑な通信のために必要な環境が確保できているか確認しているか。

④ 教育用に無償で提供されている学習用ツール※

※GIGA スクール構想により整備された ICT 端末の標準仕様となっているツール等について別添のとおり。

- クラス管理機能、チャット機能、ファイル共有機能等を含む汎用的なソフト等を利用できるよう、サービスやアカウントを準備・設定するとともに、利用のルールをわかりやすく示しているか。
- クラス管理機能等を含む汎用的なソフトや同時双方向型のウェブ会議システム等を平常時から、教室に加え自宅等でも利用し、児童生徒が使用に慣れるようにしているか。

1人1台端末（学習者用コンピュータ、ノートPC、タブレットPC等のこと）の呼称

「ICT端末」で統一

3社共通のソフトについて

教育用に無償で提供されている学習用ソフト

使用していただきたい用語	Apple社	Google社	Microsoft社
ウェブブラウザ	 Safari	 Chrome	 Edge
文書作成ソフト	 Pages	 ドキュメント	 Word
表計算ソフト	 Numbers	 スプレッドシート	 Excel
プレゼンテーションソフト	 Keynote	 スライド	 PowerPoint

1人1台端末の活用事例のGIGAスクール構想における標準仕様について

教育用に無償で提供されている汎用的なソフト（「クラス管理」「チャット」「ファイル共有」等）

使用していただきたい用語	Apple社	Google社	Microsoft社
学習支援ソフト	 クラスルーム	 Google Classroom	 TEAMS

標準でインストールされていたり、無料でインストールできたり、ウェブブラウザで使ったりできるソフトや機能（例）

- コメント
- アンケート
- チャット
- 電子メール
- ウェブ会議
- 写真・動画撮影
(QRコード読み取り)
- 画像・動画編集
- 図形作成
- 地図作成
- 音楽作成
- ファイル共有
- プログラミング

やむを得ず登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等



自治体の事例

「やむを得ず登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導等を行うためのチェックリスト」に関する参考資料として、GIGA StuDX推進チームで情報収集した自治体のウェブサイトを紹介します。

自治体等	概要	1. ICTを活用した学習指導等の実施	2. 学校と自宅等のICT環境の整備
茨城県 つくば市	学校ICT教育に関する資料等が掲載されています。運用の手引きやICT教育活用実践事例集、持ち帰りの手引き等がPDFで示されており、すぐに参考にすることができます。	◎	○
群馬県	教職員に向けたポータルサイトです。FAQや活用のイメージ作り、研修等様々な情報を得ることができます。また、活用事例や有識者が対談しているWebセミナー動画も視聴することができます。	○	
埼玉県	授業を行う上で必要なアプリケーションが3 OS毎に明示してあるため、すべての自治体で活用が可能です。各教科等で豊富な実践例が紹介されていて、指導案が略案形式で見やすいため、ポイントが明確化されすぐにでも活用できます。	○	
東京都 墨田区	ICT端末の基本的な使い方やルール、保護者へのお便りなど、多くの資料が掲載されています。「タブレット授業・家庭学習イメージ図」なども参考になります。墨田区内の学校の取組も紹介されています。	○	○
東京都 世田谷区	世田谷区が考えるGIGAスクール構想を「1人1台のタブレットを活用した新たな学び」として示しています。児童生徒や保護者の方への資料がPDFや動画で紹介されています。	○	○
神奈川県 相模原市	GIGAスクール構想を相模原市としての考え方や留意点、目標等が、1冊のハンドブックにまとめられています。各教科等におけるICT活用のポイントも記載されています。	○	○
新潟県 新潟市	iOSのアプリケーションが、活用場面や種類別に分かりやすくまとめられています。また、教科ごとの実践例もまとめられています。地域や保護者向けの文書、ICT端末貸与や利用に関するQ&Aが掲載されています。	◎	○
長野県	授業におけるICT端末の活用や、3 OS対応のスタートガイド・活用ガイドが紹介されています。2つのガイドは、PDF資料と2次元コード資料で構成されており、カメラから読み込んですぐに資料を確認することができます。	○	
岡山県	教職員に必要なICT活用指導力に関する31のチェック項目があり、各研修は動画とPDF資料の1セットで構成されています。動画の再生時間は約10～20分です。	○	
山口県	クラウドサービスの基本的な操作方法に関する動画や、研修プログラムが多数掲載されています。各コンテンツは自己研修や校内研修の素材としてすぐに使える状態にまとまっているため、教育委員会や学校でニーズに合わせて活用できます。	○	○
熊本県	学校や研修を主導する教師に向けて、研修プログラムの組み立て方や事例などを紹介しています。研修計画を立てる際に役立つ情報が研修用ガイドという形で冊子形式にまとまっています。	○	◎
熊本県 熊本市	オンラインによる学習指導を行うために、教師に向けて、「オンライン授業のsmallステップ」「授業モデル」が紹介されています。また、授業の事後アンケートでは、実施した内容や子供や保護者の感想も紹介されています。	○	○
大分県	オンラインによる学習指導の実施に向けたウェブサイトを構築し、授業のモデル例を示した資料や、アプリケーションの操作方法の動画などが整理して掲載されています。	○	○
鹿児島県	ICT端末の活用について、教職員、子供たち、保護者に必要な情報が揃っています。「しら・とる・つく・とる」を合言葉にした分かりやすい研修資料、そして3 OSの活用に関する情報等について豊富な事例が掲載されています。	○	

※ 参考資料では、チェックリストを確認する際に参考となる事例に○、これから検討する際に参考となる事例に◎を付けています。また、1. ICTを活用した学習指導等の実施については、やむを得ず登校できない状況を踏まえ、端末の持ち帰り等を想定した基本的な考え方や事例等、2. 学校と自宅等のICT環境の整備については、自治体としての事例という観点で整理しています。

URL : <https://www.mext.go.jp/studxstyle/special/2.html> (令和3年8月現在)

つくば市

つくば市の学校ICT教育に関する資料等が掲載されています。運用の手引きやICT教育活用実践事例集、持ち帰りの手引き等がPDFで示されており、すぐに参考にすることができます。

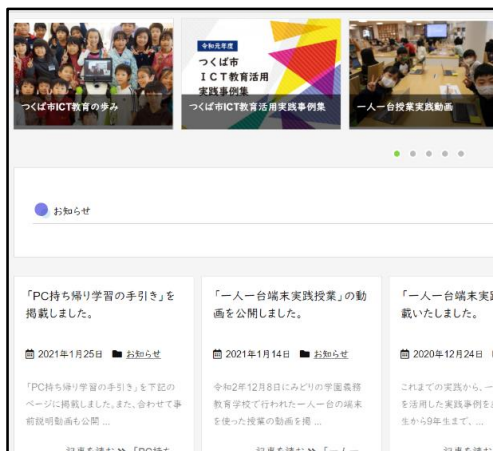
アクセス方法

- 「つくば市、GIGA」で検索をします。
「つくば市GIGAスクール構想 つくば市先進的ICT教育」を選択します。



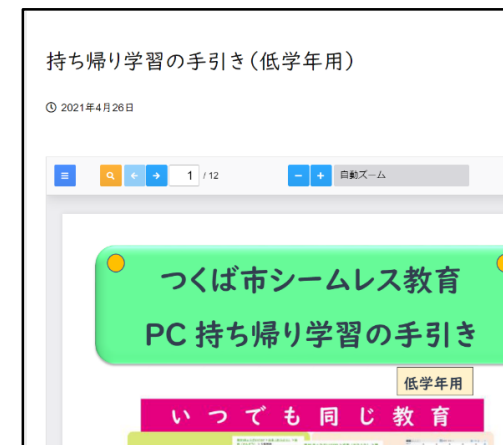
ウェブページ内

- 「つくば市GIGAスクール構想」「ICT教育活用実践事例集」「つくば市ICT教育の歩み」などの項目があります。
- 実践事例等がPDFで示されており、ダウンロードすることができます。



内容

- 「実践事例」をタグやカテゴリ別で検索することができます。
- 「PC持ち帰り学習の手引き」や「端末利用啓発リーフレット」等、持ち帰りについての資料が充実しています。



URL : <https://www.tsukuba.ed.jp/~ict/>

(令和3年7月現在)



群馬県

教職員に向けたポータルサイトです。FAQや活用のイメージ作り、研修等様々な情報を得ることができます。また、活用事例や有識者が対談しているwebセミナー動画も視聴することができます。

アクセス方法

- 「群馬県 ICT」で検索をします。
- 「G.ICT」というサポートサイトは、1人1台端末の有効な活用に向けて教職員をサポートする内容が書かれています。



ウェブページ内

- 「活用事例」では、群馬県の小学校での研究発表の様子や実践発表会の様子を動画で視聴することができます。
- 「FAQ」は、ICT端末の使い方について項目ごとにまとめられています。



内容

- 活用のための研修ページは、「ICT支援員の役割や業務」「1人1台端末の活用に向けたWebセミナー」等、動画で有識者の対談を視聴することができます。



URL : <https://ict-support.gsn.ed.jp/>



埼玉県

授業を行う上で必要なアプリケーションが3 OS毎に明示してあるため、すべての自治体で活用が可能です。各教科等で豊富な実践例が紹介されていて、指導案が略案形式で見やすいため、ポイントが明確化されすぐにでも活用できます。

アクセス方法

- 「埼玉県立総合教育センター」で検索します。
- 埼玉県立総合教育センターウェブページのトップページにある「GIGAスクール構想」時代のICT活用ガイドのバナーをクリックします。



ウェブページ内

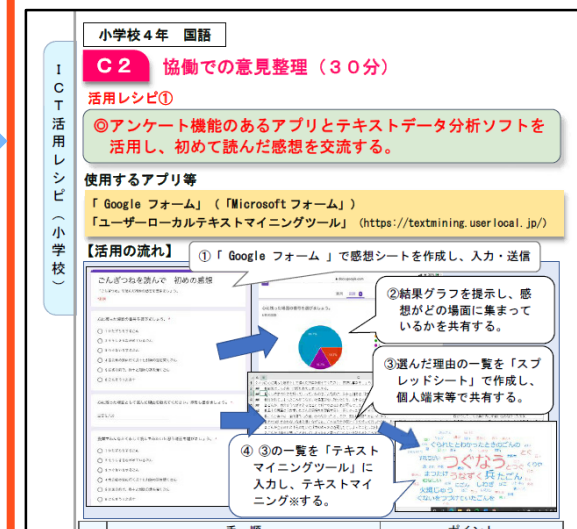
- 小・中・高・特の各教科等ごとの例示があります。
- それぞれの校種についてダウンロードが可能です。

- ・ ICT活用ガイド
- ・ ICT活用レシピ（小学校編）
- ・ ICT活用レシピ（特別支援学級・通級指導教室編）
- ・ ICT活用レシピ（中学校編）
- ・ ICT活用レシピ（ダイジェスト版）
- ・ 小・中版ICT活用レシピ（一括ダウンロード版）

※パソコンやタブレットで閲覧してください

内容

- 指導計画、ICTの活用の流れ等の例示があります。
- ダウンロードや閲覧をする際には、一括ダウンロード版やダイジェスト版など選択することができます。



URL : <https://www.center.spec.ed.jp/>

(令和3年6月現在)



墨田区

ICT端末の基本的な使い方やルール、保護者へのお便りなど、多くの資料が掲載されています。「タブレット授業・家庭学習イメージ図」なども参考になります。墨田区内の学校の取組も紹介されています。

アクセス方法

- 「墨田区 GIGA」で検索します。
「墨田区GIGAスクール構想について 墨田区公式ウェブサイト」というウェブページです。
- GIGAスクール構想に関する特集ページになっています。



ウェブページ内

- 「使い方とルール」「学校での活用」「家庭での活用」「学校での取り組み紹介」の4項目に分けて表示されています。
- 基本操作の説明やリーフレットなど、PDFファイルで資料として活用できるものが多数あります。



内容

- 学校での活用をイメージしやすいように動画で授業が紹介されています。
- 家庭向けのリーフレットには、保護者からのよくある質問や持ち帰りを想定した家庭での使用ルールについても掲載されています。



URL : https://www.city.sumida.lg.jp/kosodate_kyouiku/kyouiku/school/oshirase/GIGA-school.html



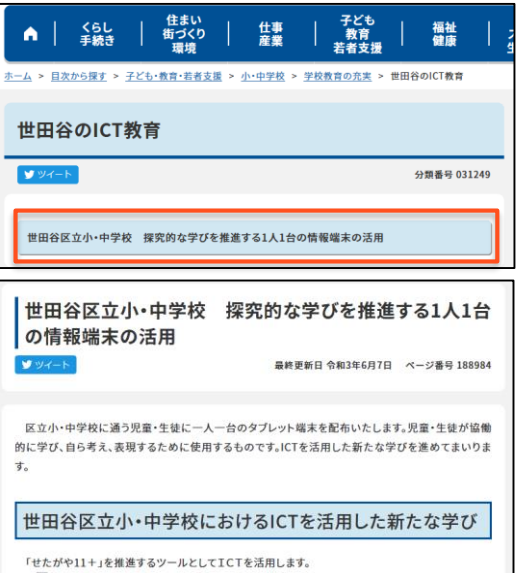
(令和3年7月現在)

世田谷区

世田谷区が考えるGIGAスクール構想を「1人1台のタブレットを活用した新たな学び」として示しています。児童生徒や保護者の方への資料がPDFや動画で紹介されています。

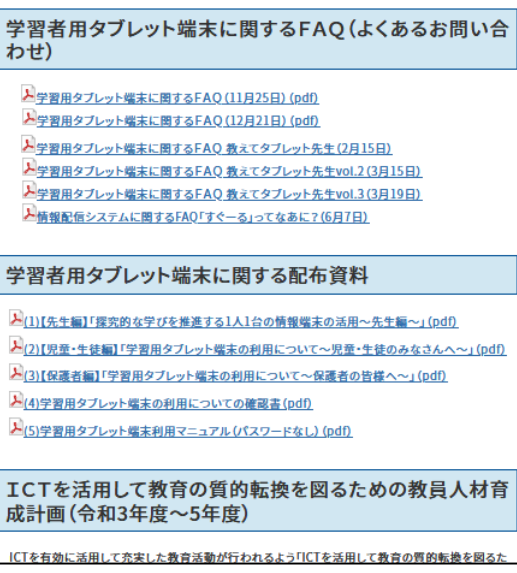
アクセス方法

- 「世田谷区 ICT」で検索します。
- トップページ内の「探究的な学びを推進する1人1台の情報端末の活用」を選択します。




ウェブページ内

- タブレット端末に関するFAQや教職員向け、児童生徒向け、保護者向けの配布資料等があります。



内容

- 児童生徒や保護者からの質問に答えるPDFや保護者向けオンラインセミナーの動画などがあります。



URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/005/d00188984.html>

(令和3年7月現在)



相模原市

GIGAスクール構想を相模原市としての考え方や留意点、目標等が、1冊のハンドブックにまとめられています。各教科等におけるICT活用のポイントも記載されています。

アクセス方法

- 「相模原市、教育センター」で検索をします。
- トップページ内の「教育の情報化」を選択します。



ウェブページ内

- 相模原市で進めているGIGAスクール構想について1冊のハンドブックにまとめています。その他にもプログラミング教育等のハンドブックがあります。

ここでは、相模原市の教育の情報化についての情報を掲載してあります。

NEW! 相模原市のGIGAスクール構想

さがみはらGIGAスクールハンドブック

PDFファイル 17.1MB
全108ページ
※ダウンロードの際は容量にお気を付けください

相模原市で進めるGIGAスクール構想は、全てこの1冊にまとめて掲載してあります。詳細な内容についてお知りになりたい方は、ぜひ一読ください。

▼相模原市の情報活用能力育成のためのプランや教材▼





相模原プログラミング 情報モラルハンド 情報活用ハンドブック

内容

- GIGAスクールの1日の流れや小学校や中学校等における各教科の活用ポイントが記載されています。PDF化されていて、ダウンロードが可能です。

- GIGAスクール開始の準備をしよう
 - 1人1台のタブレット・PCの準備
 - 児童生徒及び教職員のアカウント
 - Classroomの作成
 - アカウントへのログインとClassroomの運用
- ICTを活用した授業づくりについて
 - GIGAスクールの授業風景
 - GIGAスクールの授業展開のイメージ
 - 課題 授業づくりに関する基礎
 - ICTを活用するとは何か
 - 各教科等におけるICT活用のポイント



- 小学 国語
- 小学 社会
- 小学 算数
- 小学 理科
- 小学 生活
- 小学 音楽
- 小学 図画工作
- 小学 家庭
- 小学 体育
- 小学 外国語
- 小学 特別の教科 道徳
- 小学 特別活動

URL : <http://www.sagamihara-kng.ed.jp/kyouikucenter/>



Apple

Google

Microsoft

ハード面
研修クラウド
研修活用
事例

持ち帰り

保護者
向けウェブサイト
情報

新潟市

iOSのアプリケーションが、活用場面や種類別に分かりやすくまとめられています。また、教科ごとの実践例もまとめられています。

地域や保護者向けの文書、ICT端末貸与や利用に関するQ&Aが掲載されています。

アクセス方法

- 「NIIGATA GIGA SUPPORT WEB」で検索します。



ウェブページ内

- 最新情報が「お知らせ」で掲載されています。目の健康啓発マンガや持ち帰り活用のすすめ等随時更新されています。また、更新情報の中には、iOSにおけるアプリカタログもまとめられています。
- 他校等の活用事例には、教科ごとの活用事例がまとめられています。



内容

- 「持ち帰り活用」「Q&A」等が動画やPDFにまとめられています。また、保護者向けコンテンツも充実しています。



URL : <https://niigata-giga.info>

(令和3年7月現在)



長野県

授業におけるICT端末の活用や、3 OS対応のスタートガイド・活用ガイドが紹介されています。2つのガイドは、PDF資料と2次元コード資料で構成されており、カメラから読み込んですぐに資料を確認することができます。

アクセス方法

- 「長野県 GIGAスクール」で検索します。「長野県ICT教育推進センター」のページを選択します。
- トップページでは、小中学校や高等学校、市町村教育委員会を支援するメニューを紹介しています。



ウェブページ内

- 授業における活用を子供の活用・教師の活用・子供と教師の活用に分けて内容を紹介しています。
- ページの下部には持ち帰りについてのPDFが掲載されています。



内容

- 項目ごと・3 OSごとに内容が示されたリンク集となっています。
- 2次元コード表もあります。



URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyogaku/kyoshokuin/shiryo/ict.html>



岡山県

教職員に必要なICT活用指導力に関する31のチェック項目があり、各研修は動画とPDF資料の1セットで構成されています（ユニット研修）。動画の再生時間は約10～20分です。「教育クラウドの活用」や「校務の情報化」などの内容が掲載されています。

アクセス方法

- 「岡山県 教育の情報化」で検索します。教育委員会＞総合教育センター＞「教育の情報化ユニット研修(GIGA端末導入期編)」の順に進んでいきます。
- 義務教育課のページには「GIGAスクール構想に係る各教科等におけるICT活用事例集」で小学校・中学校別の冊子があります。



ウェブページ内

- ICT機器・教育クラウドアプリの活用から、情報活用能力の育成や情報セキュリティなど、幅広い内容を扱っています。
- 動画の他に資料が閲覧用と印刷用で分けられています。

教育の情報化ユニット研修 <GIGA	
<input type="checkbox"/> 1 教育の情報化の三本柱をもとに校内の取組を説明できる。	unit 1 教育の情報化を考
<input type="checkbox"/> 2 授業の中で実物投影機を活用できる。	unit 2 大きく映して説明
<input type="checkbox"/> 3 授業の中でフラッシュ型教材を活用できる。	unit 3 一斉指導における
<input type="checkbox"/> 4 タブレット端末の基本操作が分かる。	unit 4 タブレット端末基
<input type="checkbox"/> 5 授業の中で効果的なICT活用ができる。	unit 5 ICTの効果的な活用
<input type="checkbox"/> 6 Chromebookの基本操作が分かる。	unit 6 Google for Educa
<input type="checkbox"/> 7 授業の中でJamboardが使える。	unit 7 ホワイトボードで

内容

- 各ユニットの資料の中でポイントが示されています。アプリケーションのインストールや基本操作から説明があることでオンラインの研修でも取り組みやすいです。
- 動画だけでなく、PDFと組み合わせることで何度も見直すことができます。

Unit ユニット研修 教育の情報化編

05

ICTの効果的な活用を考 (授業づくりと模擬授業、デジ

【ねらい】
授業の中でICTを効果的に活用し、普段の授業に取り入れること

【ポイント】
 ① ICTを効果的に活用した学習

URL : <https://www.pref.okayama.jp/page/683507.html>



山口県

ウェブサイト「やまぐちICT新たな学びラボ（通称：YAMA-LABO）」では、クラウドサービスの基本的な操作方法に関する動画や、研修プログラムが多数掲載されています。「LABO」という名前の通り、各コンテンツは自己研修や校内研修の素材としてすぐに使える状態にまとまっているため、教育委員会や学校担当者がニーズに合わせて活用できます。

アクセス方法

- 「山口県教育委員会」で検索します。
- トップページ内の「YAMA-LABO」のバナーを選択します。



ウェブページ内

- 「研修動画・資料」には、校内研修において活用できる研修動画・資料を多数掲載しています。
- 「授業におけるICTの普段づかいに向けて」には、クラウドサービスの活用方法の動画を掲載しています。「ICT活用研修プログラム」として「情報モラル」「教師が使うICT研修」「児童生徒が使うICT研修」の3つの研修プログラムが示されています。



内容

- 研修プログラムの各ページにはスライドが埋め込まれており、大きく提示することでそのまま研修に活用することができます。
- スライドのオプションから読み原稿を表示することもできるようになっています。



URL : <https://www.ysn21.jp/wp2/>



熊本県

学校や研修を主導する教員に向けて、研修プログラムの組み立て方や事例などを紹介しています。研修計画を立てる際に役立つ情報が研修用ガイドという形で冊子形式にまとまっています。

アクセス方法

- 「熊本県 教育の情報化」で検索をします。
- 「ICT活用研修パッケージ」以外にも「情報モラル」や「保護者向け資料」等、参考になる情報があります。



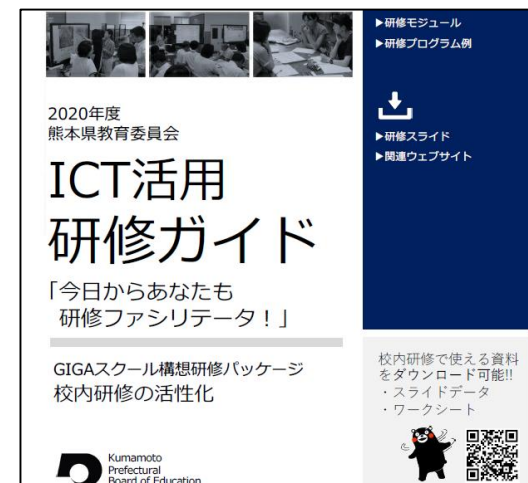
ウェブページ内

- 研修用ガイドという形で冊子形式にまとまっており、見やすくなっています。
- 「ここから始めるICTガイド」「情報活用能力育成ガイド」「ICT活用研修ガイド」等各校種及び教育テーマごとのICT活用研修パッケージガイドブック集があります。



内容

- 研究主任がファシリテーターとして推進していくことをねらいとして作られていて、今後の授業づくりの事例としても参考になります。



URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/list222.html>

(令和3年6月現在)



熊本市

オンラインによる学習指導を行うために必要な情報が掲載されています。教員に向けて、「オンライン授業のスマールステップ」「授業モデル」が紹介されています。また、授業実施後のアンケート結果では、実施した内容や授業を受けた子供、そして保護者の感想も紹介されています。

アクセス方法

- 「熊本市 オンライン授業」で検索をします。
- 教育センターのウェブサイト内には、「オンライン授業」以外にも、1人1台タブレット端末の運用について教員向け、保護者向け、児童生徒向けのリーフレットを掲載し、ICT端末の活用方法が紹介されています。



ウェブページ内

- オンラインによる学習指導を行うために必要なログインの方法やウェブ会議ソフトの使い方が掲載されています。
- 「オンライン授業のスマールステップ」では、授業で行う内容が取り組みやすいものから順に5段階に整理されています。

オンライン授業のスマールステップ (例)

	昼間以外の時間に保護者と一緒にスマートフォン・タブレット・PC等を使用する場合	昼間保護者と一緒にスマートフォン・タブレット・PC等を使用する場合	昼間子どもが自分のスマートフォン・タブレット・PC等を使用する場合
ステップ1		・健康観察のカード（健康状態やメッセージ）を ・学校と家庭の連絡手段としてカードでメッセージを送る。	
ステップ2		・健康観察のカード（健康状態やメッセージ）を ・写真カードを送る。	
ステップ3	・健康観察に加え、学習課題やプリントをカードで送り、取り組んだものを保護者と一緒に提出する。 ・写真カードを送る。		・健康観察に加え、提出する。 ・写真カードを送る。
ステップ4			

内容

- オンラインによる学習指導をどのように行ったらよいかイメージしやすい授業モデルが指導案の形式で示されています。

オンライン授業のモデル

【使用アプリ】
・ロイロノート（授業支援アプリ）
・Zoom（ビデオ会議システム）

【遠隔授業の流れ】

主な活動	使用アプリ	活動の内容	活動の様子
1 健康観察を行う。 (10分程度)	ロイロノート Zoom	・ロイロノートのカードに健康状態を記入し、提出前に提出する。 ・Zoom のビデオ会議で、健康状態を確認する。	

時間を決めて (例) 午前9:00

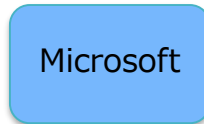
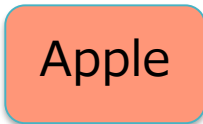
学習課題を伝える

2 課題を説明する (10分程度)	Zoom	・Zoom のビデオ会議を使用して、課題を説明する。画面共有機能を使用することで、デジタル教科書・プレゼンテーションスライド・タブレット端末の画面等を提示することができる。	
----------------------	------	--	--

時間をかけて取り組む課題
複数の教科を合わせて取り組む課題

URL : <http://www.kumamoto-kmm.ed.jp/link/iinkai/online/>





大分県

オンラインによる学習指導の実施に向けたウェブサイトを構築し、授業のモデル例を示した資料や、アプリケーションの操作方法の動画などを整理して公開しています。

アクセス方法

- 「大分県教育委員会」で検索します。
- 「組織でさがす」→「教育機関等」→「教育センター」→「オンライン授業」をクリックします。



ウェブページ内

- オンラインによる学習指導のモデル例、ウェブ会議アプリの操作方法、研修動画が用意されています。
- 研修動画で使用しているスライドデータも公開されています。

オンライン授業研修

2

オンライン授業における「ZOOM」操作方法
—オンライン授業を行うまでの準備—

大分県教育センター

内容

- 特に、「遠隔会議アプリケーションを活用したオンライン授業の充実に向けて」のPDF資料は、授業の場面ごとに、使用するアプリの例や指導上の留意点等を整理してまとめているため、実施したい授業の内容に合わせて活用できます。

指導者の動き		
指導・支援内容	zoom機能	指導上の留意点
【オンライン授業前に確認しておくこと】 ●各家庭に、オンライン授業に参加するための端末や通信環境があるか確認する(遠隔等が可能な環境でない場合は、授業への対応及び変更を考慮しておく) ●ZOOM等、遠隔会議アプリのインストール手順の説明書を配布する。(オンライン授業当日を明記し、期1週間程度を準備期間とする) ●家庭での作業が難しい場合は対応を考慮しておく。(家庭での準備等が難しい場合は学校で授業に参加するなどの対応が考えられる) ●家庭の端末等を使用すること等、家庭への協力依頼する文章を送付する。	●ミーティングID ・パスワード	●接続確認テスト等を兼ねて、長時間のオンライン授業の音声を確認。 ●チャット機能などで、「みんなの顔」が確認できること、テキストが書き取ることができることを実感させ、「クラス」であることを意識させる。 ●アプリのダウンロード方法を説明し、明記するとともに、児童生徒・保護者に確認を促す。
【授業中に実施すること】 ●遠隔会議アプリのログイン方法や基本的な操作を説明した資料を配布する。 ●児童生徒にIDとパスワードを伝える。 ※IDとパスワードは、後者に知らせないよう指導する。(情報セキュリティの観点からも、必ず指導する) ●児童の学習計画表を送る。(メール又は紙面)	●ミーティングID ・パスワード	●オンライン授業のためのIDとパスワードを伝える。 ●事前に送る資料を印刷して、読み取りし、書き込んだりできるようにする。 ●児童生徒が自宅で印刷できない場合 ・計画的に送る場合は紙面を送る。 ・急な場合は、実点をまとめた画面共有で提示し、書き取らせる。 ●タブレットにトラブルが起きた際の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者に説明しておく。 ・学習計画表に際し、「学習の手引き」等を参考に、一人学習ができるようにしておく。 ※教科書やノートがなければ「一歩学習」ができるようにしておく。

URL : <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/online-jyugyou.html>



(令和3年8月現在)

Apple

Google

日本
マイクロソフト
株式会社

ハード面
研修

クラウド
研修

活用
事例

持ち帰り

保護者
向け

ウェブサイト
情報

鹿児島県

ICT端末の活用について、教職員、子供たち、保護者に必要な情報が揃っています。「しら・とる・つく・とる」を合言葉にした分かりやすい研修資料、そして3 OSの活用に関する情報等について豊富な事例が紹介されています。

アクセス方法

- 「鹿児島県 GIGA」で検索します。「鹿児島県GIGAスクール構想の実現に向けて」というトップページです。
- 下にスクロールするとさまざまな情報のリンクが付いています。



ウェブページ内

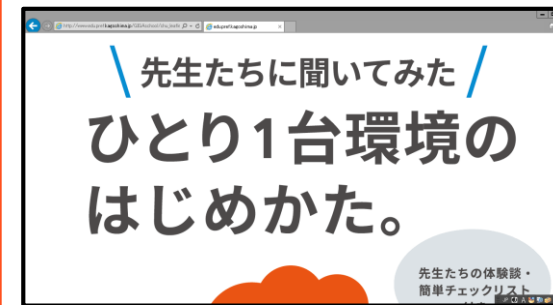
- 3 OSのリンクや研修等について動画や資料が豊富に用意されています。
- 市町村教育行政関係者向け情報には児童生徒のIDカードの発行の手順や、他自治体への参考リンク等が掲載されています。

GIGAスクール 研修用資料(外部リンク)



内容

- 3 OSをはじめとしたさまざまな情報が集約されたハブのような活用が可能です。
- 動画のリンクも豊富なので、教職員の方々の自己研修に活用できます。



URL : <http://www.edu.pref.kagoshima.jp/GIGAschool/top.html>

(令和3年7月現在)



「学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育」 普段使いで質の高い学び・業務の効率化へ

パンフレット
概要

掲載例

学びを止めない！
これからの遠隔・オンライン教育
普段使いで質の高い学び・業務の効率化へ

令和2年度 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証

令和2年3月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、多くの学校で長期・短期の臨時休業が行われました。この期間中にも、遠隔教育の取組、一部の学校・地域では「仮設授業」や「仮設教室」による授業が行われ、遠隔・オンライン教育が実施された。遠隔・オンライン教育の活用に関する取組が、学校での学びを支えることに加え、学校単位で遠隔教育システムの効果的な活用が行われ、高度な教育の質を確保できる可能性も示されています。

このように、授業や研修等の取組が実施した際に、長期休業のため児童生徒が学習する機会を失う事態に陥ることを防ぐ必要があります。手前も、学びを止めないため、どのような取組ができるのか、そのためにはどのような準備が必要なのか、遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証の取組が実施され、効果的な活用が行われています。

遠隔教育システムとは、遠隔教育システム（遠隔教育システム）の活用に関する実証事業（令和2年度）の取組に関するパンフレットです。

主な掲載内容

・学びを止めない遠隔・オンライン教育 具体的な取り組み

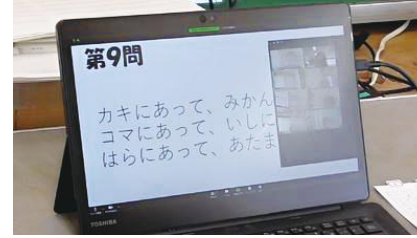
- ・Withコロナ・ポストコロナにおけるICT活用
- ・ICT機器やシステム等の環境整備・準備
- ・遠隔教員研修 など

新型コロナウイルス感染症による
臨時休業中の取組等を紹介

児童生徒とつながる・児童生徒同士がつながる

～オンラインでホームルーム・健康観察で会話する機会を確保～

・毎日決まった時間にWeb会議システム上に集まって教員や生徒がお互いの顔を見ながら話をしたり、健康観察を行いました。教員や児童生徒同士が顔をあわせて会話する機会は大きな安心につながり、生活リズムの安定にもつながります。



高森町立高森中学校では、Zoomを活用し毎朝20分間程度のオンライン健康観察を行いました。身近に時間の中で交流できるよう、体操やクイズを行う等の趣向を凝らした活動も行われました。

学びを止めない

～オンラインでの学習支援で児童生徒に寄り添う学習～


・Web会議システムを用いて、教員と各家庭をつないだ遠隔学習が行われました。時間割に従って実施したり、教わりたいことがある児童生徒だけが個別につないで学習支援を受けたりするなど、様々な形態で実施できます。



高森町立高森東学園義務教育学校では、Zoomを使ったオンライン学習を行いました。画面共有したりカメラで黒板を映したりしながら資料を提示し、通常の授業と同じように学習を進めました。児童生徒は分からないことがあればチャットで質問したり、学習後に自由接続の時間を設けて個別に指導するなどの対応も行われました。

詳しくはこちら→遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業（令和2年度）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00932.html



学びを止めない！ これからの遠隔・オンライン教育 普段使いで質の高い学び・業務の効率化へ

令和2年度 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証

令和2年3月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、多くの学校で長期間の臨時休業が行われました。この数か月にも及ぶ臨時休業の際、一部の学校・地域ではICTを活用して学校と家庭をつなぎ、遠隔・オンライン教育が実施されました。新型コロナウイルス感染症に対する抜本的な対策は難しく、学校内での感染が拡大すれば、学校単位で数週間程度の臨時休業措置が行われたり、再度長期にわたる一斉臨時休業措置が実施される可能性も否定できません。

このように、疫病や地震等の災害が発生した際に、長期間にわたって児童生徒が学習する機会を失う事態に備えておく必要があります。子供たちの学びを止めないため、どのような対策ができるのか、そのためにはどのような準備をすればよいのか、「遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証」の実証地域の中で取り組まれた事例を紹介します。

文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和2年4月10日）の中で、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、可能な限りの措置をとることが必要であると示しました。

また、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課すことが求められ、教師がその家庭学習の状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができることを示しました。

学びを止めない遠隔・オンライン

児童生徒とつながる

臨時休業が行われると、児童生徒は「学校に通えない不安」や「友達と交流できない不安」を強く抱いたり、終日家庭で過ごすことにより生活・学習リズムが大きく狂うことがあります。このような段階では、**まず学校と家庭をつなぐ手段を確保し、臨時休業中でもコミュニケーションを絶やさないようにすることが重要です。**

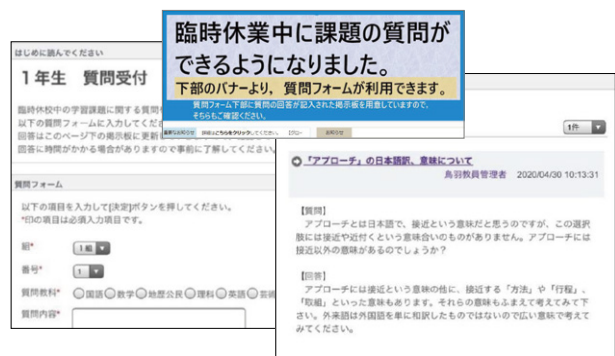
児童生徒同士がつながる

学校ホームページを通じた情報発信で、迅速な対応

学校ホームページを通じて、連絡事項や学習課題などが掲示されました。児童生徒や保護者になじみのある既存の仕組みを活用して情報発信することで、刻々と変わる状況に応じて即座に対応することができました。



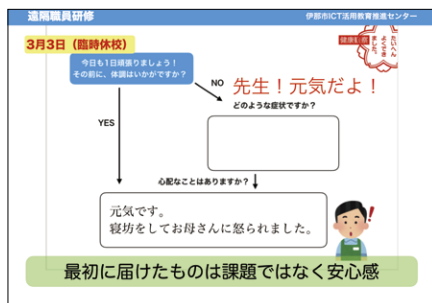
京都府立峰山高等学校では、臨時休業時に特設ページを作り、生徒に対するメッセージを送りました。



京都府立鳥羽高等学校では、HP上にWebフォームを作成し、学習課題についての質問を受け付けました。回答はホームページ上に掲載し、他の生徒も閲覧できるようになっています。

ツールを使って 手間をかけずに健康観察

通常の授業で活用している協働学習用ツールを使って、健康観察を行いました。学級担任が各家庭に従来の方法で連絡するのは大変な手間がかかりますが、この方法なら短期間で全員の健康状態を確認できます。



伊那市立高遠中学校では、schoolTaktを活用して健康観察を実施しました。臨時休業中に入試が実施されたことから、連絡欄に学習に対する不安を訴える生徒も多く、オンライン学習支援の実施にもつながりました。

オンラインでのホームルーム・健康観察で会話する機会を確保

毎日決まった時間にWeb会議システム上に集まって、教員や生徒がお互いの顔を見ながら話をしたり、健康観察を行ったりしました。教員や児童生徒同士が顔をあわせて会話する機会は大きな安心につながり、生活リズムの安定にもつながります。



高森町立高森中学校では、ZOOMを活用し毎朝20分間程度のオンライン健康観察を実施しました。短い時間の中で交流できるよう、体操やクイズを行う等の趣向を凝らした活動も行われました。

教育 —具体的な取り組み—

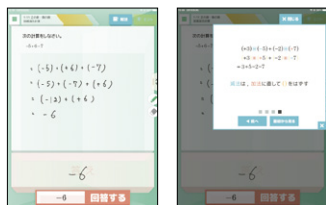
学びを止めない

臨時休業が長期化する見通しとなった段階では、登校できなくても学びを止めないために、遠隔・オンライン教育を取り入れた家庭学習が有効です。学校ホームページ等で学習課題を提示し取り組ませたり、授業動画を配信して視聴してもらうなど、家庭で学習を進めるための取組が行われました。

また、Web会議システム等の様々なシステムを活用することで、児童生徒の状況に応じて学習支援を行うこともできます。

家庭学習で デジタル教材を活用

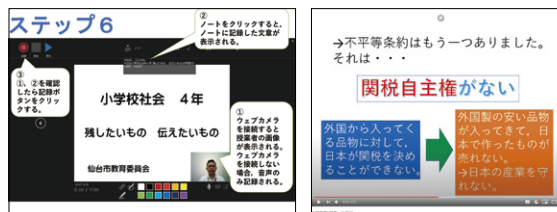
クラウド上にあるドリル教材を家庭でも使えるよう、アカウント情報を各家庭に配布しました。児童生徒のペースでデジタル教材を使った学習を行うことができます。



北海道教育大学附属函館中学校では、以前から利用していたAIドリルを臨時休業中にも実施しました。生徒の取組状況を教員が把握することができるため、直接指導が必要だと判断した内容については、任意参加で同時双方向によるオンライン学習支援を行いました。

学習動画を作成して 家庭学習を支援

臨時休業で学習できなかった内容について動画を作成し配信しました。5~10分程度の動画であれば児童生徒も集中して視聴でき、作成の負担も比較的少なく済みます。



仙台市教育委員会では、パワーポイントから簡単に動画を作成するための手順をホームページで公開し、それを参考にしながら各学校で学習動画が作成されました。

ツールを活用して 効率的に学習支援

協働学習用ツールやチームコミュニケーションツールを用いた学習支援も行われました。児童生徒はそれぞれ好きな時間に課題に取り組むことができ、教員にとっても課題提示や回収、状況確認などが効率的に行えます。

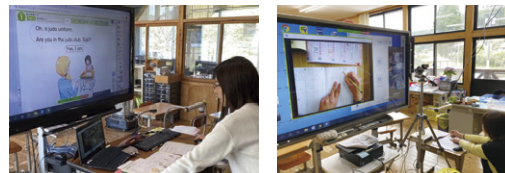


授業講座ごとにチームを作成

京都府立鳥羽高等学校では、Teamsを活用した学習支援に取り組みました。授業講座ごとにチームを作成し、その中で学習課題の配信や提出、質問の送受信などが行われました。教員は各生徒の進捗状況をTeams上で確認して、個別に生徒をサポートしました。

オンラインでの学習支援で 児童生徒に寄り添う学習

Web会議システムを用いて、教員と各家庭をつないだ遠隔学習が行われました。時間割に従って実施したり、教わりたいことがある児童生徒だけが個別につないで学習支援を受けたりする等、様々な形態で実施できます。



高森町立高森東学園義務教育学校では、ZOOMを使ったオンライン学習支援を行いました。画面共有したりカメラで黒板を写したりしながら資料を提示し、通常の授業と同じように学習を進めました。児童生徒は分からないことがあれば、チャットで質問したり、学習後に自由接続の時間を設けて、個別に指導する等の対応も行われました。

Withコロナ・ポストコロナ

密を避ける

長期の一斉臨時休業解除後、登校が再開され通常の授業が始まりました。しかし「Withコロナ」とよばれる、新型コロナウイルス感染症が収束せず、再び臨時休業等が行われる可能性がある段階においては、児童生徒の学びを保障するために、ICTを活用しつつ、**教員による対面指導と遠隔・オンライン教育との組み合わせによる新しい教育様式の実践が求められています。**

全校集会等をオンライン配信

全校児童生徒が一堂に会する全校集会等は、ソーシャルディスタンスを保ちにくく密集状態が作られやすくなります。Web会議システムを活用すると、児童生徒が教室にしながらオンラインで開催することができます。オンラインでの全校集会は、自席から落ち着いて参加できる、提示された資料などが見やすいなど、直接集まって行う集会よりも良かったとする意見も多くありました。



高森町立高森中学校では、ZOOMを活用し生徒会総会をオンラインで実施しました。生徒会役員だけが一か所に集まり、他の生徒は教室から参加しました。



京都府立鴨沂高等学校では、文化祭で行われたパフォーマンスをYoutubeライブで配信し、生徒は各教室からそれを視聴しました。



長崎県立対馬高等学校と長崎東高等学校は、ZOOMを使い弓道の練習試合を行いました。相手校の映像を弓道場のスクリーンに投影して、対戦を行いました。
(画像提供：長崎新聞社)

長期臨時休業期間中の取組状況

- 臨時休業期間中に、学校が課した家庭における学習の内容（複数回答あり）

項目	回答数	割合
教科書や紙の教材を活用した家庭学習	1,794	100%
家庭でも安全に行うことができる運動	1,180	66%
上記以外のデジタル教科書やデジタル教材を活用した家庭学習	721	40%
テレビ放送を活用した家庭学習	688	38%
教育委員会等が独自に作成した学習動画を活用した家庭学習	467	26%
同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習	270	15%
その他	49	3%

- 臨時休業期間中の、家庭における学習の状況把握と支援の方法（複数回答あり）

項目	回答数	割合
電話・FAXによる連絡	1,658	92%
登校日の設定	1,438	80%
一斉電子メールによる連絡	1,326	74%
家庭訪問の実施	1,391	65%
ホームページ等を通じた連絡	1,117	62%
郵送による連絡	550	31%
相談窓口の周知・設置	514	29%
電子メールによる連絡	351	20%
同時双方向型のシステムによる連絡	287	16%
その他	80	4%

出典：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について（文部科学省・令和2年6月23日時点）

※表内の割合は、臨時休業を実施したと回答した設置者のうち、各選択肢に該当する設置者の割合で、小数第一位を四捨五入。

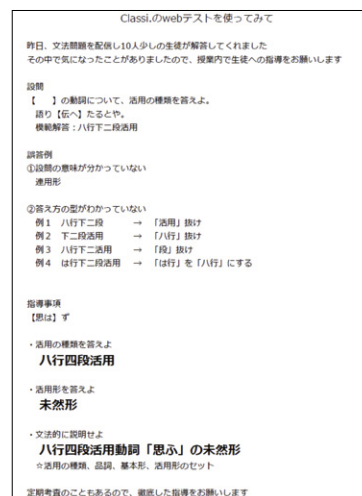
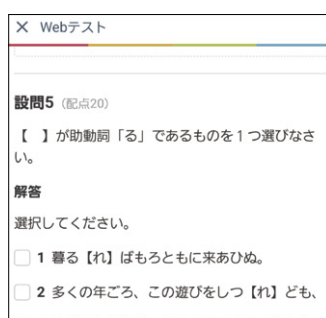
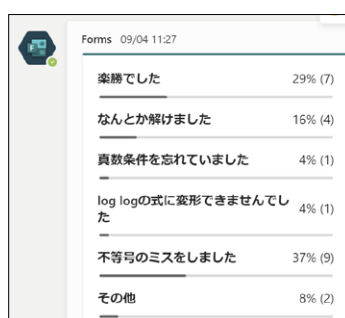
におけるICT活用

ICTの積極的な活用

新型コロナウイルス感染症が収束した「ポストコロナ」の段階においても、日常的にICTを活用し、対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）することで、協働的な学びを展開することが求められています。

授業内でのICT活用

臨時休業下の遠隔・オンライン教育では、協働学習ツールやWeb会議システムなど様々なツールが活用されました。しかし、そのような事態になってから、使い方を学び活用していくことは困難です。通常の授業から積極的に活用し、使い方に慣れておくとよいでしょう。

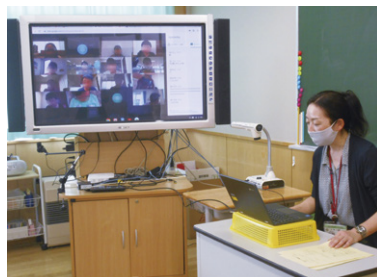


京都府立鳥羽高等学校では、臨時休業の際に活用したTeamsを、登校再開後も継続的に活用しました。共同編集機能を用いて探究活動を行ったり、Webアンケートで理解度を確認したりしながら授業を進めました。

また、京都府立免道高等学校では、授業内容を定着させるためにWebテストの結果を分析し、指導の必要があるポイントを教員間で共有しました。

放課後のオンライン学習

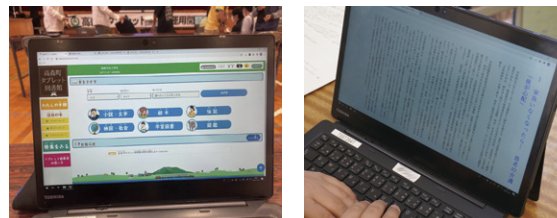
放課後を利用して、オンライン学習支援を行うことで、節目で成果や課題を確認したり、これから迎える長期休業による乱れがちな生活リズムを整えたりすることができます。さらに臨時休業時に備えたりハースルとすることもできるでしょう。



仙台市立錦が丘小学校では、夏季休業前の午前授業の放課後を利用して自宅に学校の児童用情報端末を持ち帰り、Google Meetを使ったオンライン学習を実施しました。個々の児童の考えは試験的に導入しているロイロノートのカードに記載することで、教員や他の児童とも共有することができました。

オンライン図書館の活用

ICTには、ネットワークを介して膨大なコンテンツを利用したり、文字だけでなく音声や映像を閲覧したりするなどの利点があります。従来の学校図書館を利用する際も、ICTを併用することで、活用の幅が広がります。



熊本県高森町は、町内の全小中学校に配備された児童用情報端末を使って、デジタル図書や新聞記事などが読める「タブレット図書館」の利用を始めました。通常の学校図書館とは異なり、1冊の本を複数同時に閲覧することができ、また家庭に情報端末を持ち帰っても閲覧することができます。

ICT機器やシステム等の環境整備・準備

学校と家庭をつないだ遠隔・オンライン教育を実施するために、以下のような環境整備・準備が行われました。実際に一斉臨時休業が行われた際は一刻も早く取り組みを進めるために、急ぎよ環境を整えた自治体も多かったのですが、今後同じような事態の発生に備え、前もって準備を進めておくことが重要です。

システム等に関する準備

- システムの利用手続き
- アカウントの発行作業
- システムの利用設定

学校でのICT環境に関する準備

- 遠隔・オンライン学習に必要な機器調達
- 教職員端末の設定作業
- 学校ネットワークの帯域テスト
- 教職員・管理職への運用・操作研修

家庭環境に関する準備

- 家庭のICT環境調査
- 環境面の支援方法の検討
- 貸出用端末としての設定変更作業
- ICT機器貸出作業
- 児童生徒・保護者へのマニュアル作成

システム等の整備

児童生徒との交流や学習活動はすべて目的に応じたシステムを介して行います。クラウド上のサービスとして提供されているものを選ぶとよいでしょう。なお、クラウド上のサービスを利用する際は、教員や児童生徒用に、一人一人が利用するための個人アカウントを発行しておく必要があります。

■ 臨時休業期間中に活用された主なシステムの例

デジタルドリル	パソコン上で利用できるドリル。
協働学習用ツール	児童生徒用の端末で書き込んだ内容を一覧表示する等、協働学習を行う際に便利な機能をまとめたアプリケーションのこと。
チームコミュニケーションツール	オンライン上でコミュニケーションをとるためのシステム。チャットや資料共有、Webアンケートなどの機能がある。(Microsoft TeamsやGoogle Classroom等)
Web会議システム	離れた場所同士で映像や音声のやり取りを行うためのシステム。学校と家庭をつないで、同時双方向で行う交流や学習に利用する。

これらのシステムは、すぐに使いこなすことが難しいため、平時より利用し使い方に慣れさせておく必要があります。また、タイピングや情報モラルなど、基本的な情報活用能力の育成も平時より進めておかなければなりません。

学校でのICT環境に関する準備

学習動画の制作や家庭とのオンライン学習支援には、外付けカメラや実物投影機があると便利です。また、資料提示に大型ディスプレイがあるとよいでしょう。

これらのICT機器は特別に用意するのではなく、普段の授業で日常的に使っているものを、目的や用途に応じて活用するとよいでしょう。



家庭でのICT環境の整備

事前に家庭のICT環境やネットワークの利用状況を確認し、環境が不足している家庭に対して、支援方法を検討しておきましょう。情報端末の整備については、大きく二通りの考え方があります。

端末整備の考え方	概要
学校の児童生徒用端末を活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校にある児童生徒用端末を持ち帰って利用することで、家庭の負担なく、すべての児童生徒が学校と同じ操作環境を利用できる。 ● 学校ネットワーク以外にも接続できるよう端末の設定変更や、家庭のアクセスポイントの設定変更が必要な場合がある。 ● 家庭で故障・破損する場合もあり、その際の取扱いも検討しておく必要がある。
家庭の端末を活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭の端末を利用し、端末を持っていない家庭のみ、学校の端末の貸与を行う。 ● 家庭学習で使用するためのシステムのアカウントのみ、各児童生徒に通知する。

ネットワークについても、ネットワークがない家庭や、従量課金型ネットワークしかない家庭などに対して、対策を検討する必要があります。具体的には、Wi-Fiルータの貸出やインターネット回線の利用料支援等が考えられます。

遠隔教員研修

遠隔会議システムは、教員自身のスキルアップにも活用できます。教員研修や各種会議等をオンラインで実施することで教員の負担軽減や業務効率化につながります。

遠隔教員研修の利点

利点	概要
時間の節約	遠隔研修は場所を問わず参加できるため、講師や受講者の移動時間が節約できる。
コストの削減	遠隔から参加する講師や受講者は旅費交通費が必要なくなる。また、接続形態によっては会場費もかからない。
スケジュール確保が容易	研修以外の時間を拘束する必要がなくなるため、スケジュール調整が容易になる。また、接続形態によっては会場確保の必要がなくなるため、さらに調整の幅が広がる。
密集を避けられる	遠隔研修では講師・受講者が一か所に密集した環境で受講する必要がないため、新型コロナウイルス等に対する感染リスクを軽減できる。
研修機会を増やせる	遠隔研修であれば、対面研修と同等のコストがあればより多くの研修を企画でき、またそれに参加するスケジュール確保も容易となるため、様々な研修を受講しやすい。
資料が見やすい	通常の研修の場合、席位置によっては投影された資料が見にくいことがあるが、遠隔研修で自らの端末に資料を投影できる場合、資料が見やすい。
振り返りがしやすい	遠隔研修の場合、研修の様子を録画撮影することが容易であり、参加できなかった受講者が後日受講したり、改めて研修を見返したりする対応がしやすい。

遠隔教員研修の事例

遠隔教員研修はどうやって接続するかによって、4種類に大別することができます。ここでは、「遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証」の中で実践された遠隔研修の取り組みについて紹介します。

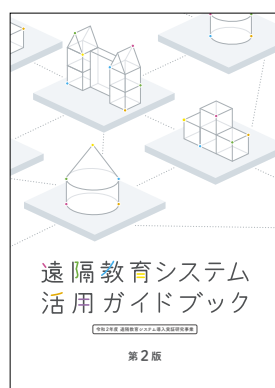
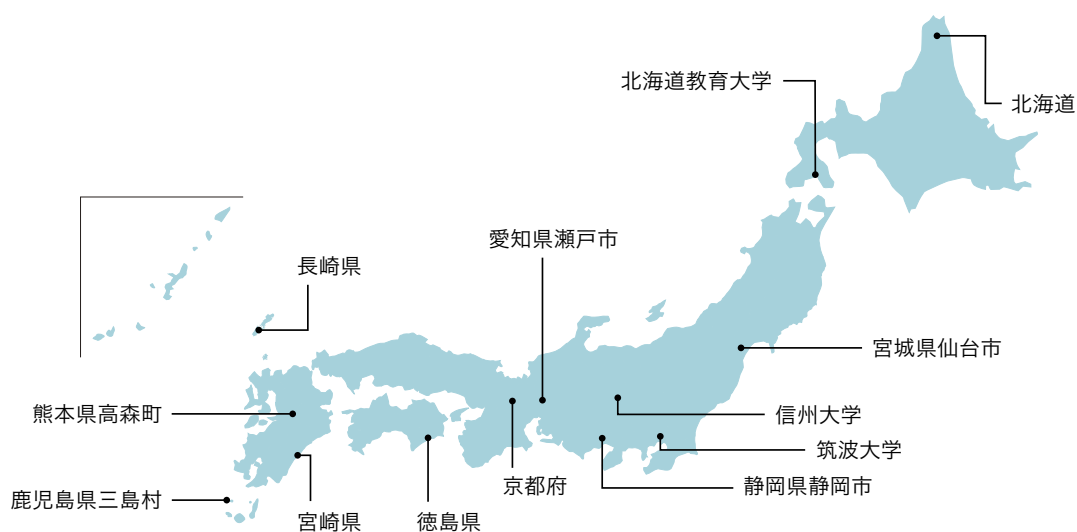
		受講者	
		研修会場から接続	自拠点から接続
研修会場から接続	講師	<p>■ ICT活用研修(京都府)</p> <p>接続形態 会場⇔会場接続型</p>   <p>京都府は府内全域の教員を対象に、授業で活用できるICTツールの使い方に関する研修を行いました。府内3拠点を会場にしてZOOMとTeamsでつなぎ、教員は自拠点から近い会場に集まって受講しました。</p> 	<p>■ 教育の最新動向に関する研修(北海道教育大学附属函館中学校)</p> <p>接続形態 会場⇔受講者接続型</p>   <p>附属函館中学校では、定期的に専門家を招聘して、講演会を企画しており、千葉県内の学校もその講演会に参加しました。遠方から参加する教員は、ZOOM上で講演を聴講し、またディスカッションにも参加しました。</p> 
		自拠点から接続	<p>■ 人権研修(鹿児島県三島村)</p> <p>接続形態 講師⇔会場接続型</p>   <p>離島にあり移動手段が週4便の船しかない三島村では、村外から講師を招聘して研修を行うことが困難でしたが、鹿児島市内にある教育委員会に在る講師と村内全4校をSkypeでつなぎ、人権研修を行いました。</p>

新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業 (遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証)

文部科学省では児童生徒の学びの質の向上や業務の効率化を目的に、全国13地域を対象として遠隔教育や遠隔研修の実践を行い、効果的な活用方法の検証や効果測定等を行う実証研究を実施しました。

各実証地域が取り組んだ実践の成果をもとに、遠隔教育や遠隔研修を実施する際に教育委員会や学校の参考になるポイントやノウハウを「遠隔教育システム活用ガイドブック」にまとめています。

●令和2年度「遠隔教育システムの効果的な活用に関する事業」実証地域



※遠隔教育システム活用ガイドブックは、文部科学省ホームページよりダウンロードできます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1404422.htm

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いについてお知らせします。(新規)

2 文科初第 1733 号
令和 3 年 2 月 19 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

各設置者及び学校等におきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を含め、児童生徒の学習機会の確保・充実に御尽力いただいていることに対し、感謝申し上げます。

さて、平成 31 年 4 月の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問を受け、令和 3 年 1 月 26 日に中央教育審議会において「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられました。同答申においては、「「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性」として「感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する」が示されるとともに、災害や感染症等の発生などの緊急時にも教育活動の継続を可能とするために ICT の活用が極めて大きな役割を果たしうるとされています。そして、感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、児童生徒等の学びの保障を着実に実施するため、制度的な措置等について検討・整理することが必要であるとされています。

また、令和 2 年 12 月 22 日に規制改革推進会議において取りまとめられた「当面の規制改革の実施事項」において、災害を含めた非常時に、対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認めるとされたところです。

これらを踏まえ、この度、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校

(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。) 全日制・定時制課程の高等学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)において、非常時(本通知において、学校保健安全法第19条による出席停止や第20条による臨時休業の対象となっている感染症の予防のため又は学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情によるものをいう。)に臨時休業又は出席停止等(非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む。)により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について、下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知)については本通知をもって廃止し、今後は本通知によることとします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 平常時からの準備

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであること。学校においてはこのことを踏まえ、非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要であること。具体的には、例えば、学校外での学習を含む児童生徒の学習習慣の確立など学びに向かう力の育成を図ることや、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにするなどカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図ること、学校と児童生徒・保護者及び地域の関係者との関係の強化など学校・家庭・地域が一体となった学校運営を展開すること等が重要であること。また、非常時に登校できない児童生徒が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておくなどの取組も必要であること。

学校教育活動の継続に当たっては、ICTの活用が大きな役割を果たしうるもの

であることから、平常時から積極的な ICT 環境の整備とその活用を推進するとともに、非常時を想定して、例えば端末や通信環境が整っていない場合には学校に整備された端末やルータ等の貸出し・持ち帰りを積極的に行えるようにしておくこと、自宅等からの接続を試行しておくことなど、自宅等においても ICT を活用して学習を継続できるような環境を積極的に整えることが重要であること。

2. 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導

(1) 基本的な考え方

感染症や災害の発生等の非常時においても、当該感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、まずは学校において可能な限り感染リスクを低減させ、あるいは安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開させ、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要であること。

同時に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であること。このため、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じること。特に非常時において、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。

学習指導を行う際には、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要であること。

(2) 自宅等における学習の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、

日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要であること。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができること。

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

<要件>

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

(3) 指導要録上の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、従前から指導要録上の出欠の扱いにおいて、登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととされているため留意すること。

その上で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、本通知の別紙1から別紙4までに示す記載することが適当な事項に留意しながら、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成すること。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

なお、オンラインを活用した特例の授業は非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学校での学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要であること。

このことに関し、小学校及び中学校並びに特別支援学校小学部及び中学部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知。以下「平成31年改善等通知」という。）別紙1及び別紙2に、それぞれ本通知の別紙1及び別紙2のとおり記載の事項を追加し、令和3年4月1日からこれによるところとすること。

また、高等学校及び特別支援学校高等部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日22文科初第1号初等中等教育局長通知。以下「平成22年改善等通知」という。）別紙3に本通知の別紙4のとおり記載の事項を追加し、令和3年4月1日からこれによるところとするとともに、平成31年改善等通知別紙3に本通知の別紙3のとおり記載の事項を追加し、令和4年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について、これによるところとすること。

ただし、特段の事情がある場合はこの限りでないこと。また、設置者の判断により、令和3年4月1日より前から指導要録に記載する事項を本通知を踏まえて追加することは妨げられないこと。

3. 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

児童生徒が登校可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じること。その際、児童生徒や教職員の負担にも配慮すること。

なお、非常時に臨時休業を行い、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（35単位時間の授業を1単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができること。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない状況にあった児童生徒について、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないように配慮すること。

- [別紙 1] 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙 1 の改正）
- [別紙 2] 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙 2 の改正）
- [別紙 3] 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 31 年改善等通知別紙 3 の改正）
- [別紙 4] 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項（平成 22 年改善等通知別紙 3 の改正）
- [参考] 各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添として指導要録のオンラインを活用した特例の授業等の記録の「参考様式」を示している。

<本件連絡先>

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111（内線 2369）

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日 30 文科初第 1845 号 初等中等教育局長通知）別紙 1 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 児童が登校できない事由

感染症や災害の発生等の児童がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び児童同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する児童についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童が行った学習その他の特記事項等について記入する。

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日 30 文科初第 1845 号 初等中等教育局長通知）別紙 2 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日 30 文科初第 1845 号 初等中等教育局長通知）別紙 3 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 22 年 5 月 11 日 22 文科初第 1 号初等中等教育局長通知）別紙 3 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

児 童 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録			
第1学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第2学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第3学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第4学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第5学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第6学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録			
第1学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
その他の学習等			
第4学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
その他の学習等			

児 童 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録			
第1学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第2学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第3学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第4学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第5学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第6学年	児童が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	生徒が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

1人1台端末の利用に当たり、保護者等との間で事前に確認・共有しておくことが望ましい主なポイント

（基本的な考え方）

- GIGA スクール構想で整備された1人1台端末を積極的に活用していく観点から、児童生徒が安心・安全に端末を使用できるようにするため、別添「GIGA スクール構想 本格運用時チェックリスト」を参照しながら、学校設置者や学校現場において事前に十分な準備等を行うことが必要である。
- その際特に、児童生徒に対し、安心・安全に利用するための使用ルールなどを指導するだけでなく、保護者や地域の方々など関係者にも理解と協力を得ながら、児童生徒が安心・安全に端末を利用できる環境を整えることが重要である。
- このため、保護者等との間で事前に確認し、共通理解を図っておくことが望ましい主なポイントを下記の通り整理したので参照願いたい（内容に応じて、児童生徒本人に対しても確認・指導されたい）。

1. 児童生徒が端末を扱う際のルール
2. 健康面への配慮
3. 端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方
4. トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み

- また、学校設置者等において、上記ポイントだけでなく、それぞれの学校や家庭、地域の実情等を踏まえて対応することができるよう、1人1台端末環境の本格運用に向けて保護者等との事前確認や共通理解を図るためのパンフレットやリーフレットを作成している先行自治体の取組を参考資料としてまとめたので、参照願いたい。

記

1. 児童生徒が端末を扱う際のルール

各学校や各学校設置者において端末を扱う際のルールについてどのような目的や趣旨で定めたかを説明するとともに、その目的や趣旨を各家庭においても踏まえて使用していただきたいこと。

(ご家庭と共有するルールの例)

- 使用時間を守る
- 端末・アカウント (ID)・パスワードを適切に取り扱うこと
(例：第三者に端末を貸さない、第三者にアカウント (ID)・パスワードを教えない 等)
- 不適切なサイトにアクセスしない
- インターネット上のファイルには危険なものもあるので、むやみにダウンロードしない
- 充電は学校や学校設置者が定めたルール以外の方法を行わない
- アプリケーションの追加／削除、設定の変更は、学校設置者・学校の指示に沿って行う
- 端末を使うときは、落としたり、ぬらしたりしないように注意する
- 学習に関係のない目的では使わない
等

2. 健康面への配慮

学校・家庭での利用を通じて、子供たちの健康影響に配慮しながら使うことが重要であること。

(学校内・外を問わずに ICT 機器全般の利用機会が広がることが見込まれることから、家庭においても、利用時間等のルールを定めることなども有効)

(ご家庭における配慮の例)

- 端末を使用する際に良い姿勢を保ち、机と椅子の高さを正しく合わせて、目と端末の画面との距離を 30cm 以上離す (目と画面の距離は長ければ長い方が良い)
- 長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は、20 秒以上、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休める

- 端末を見続ける一度の学習活動が長くならないようにする
- 画面の反射や画面への映り込みを防止するために画面の角度や明るさを調整する
- 部屋の明るさに合わせて、端末の画面の明るさを調整する（一般には、夜に自宅を使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ（輝度）を下げるのが推奨される）
- 就寝1時間前からはICT機器の利用を控える
（睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され、寝つきが悪くなるため）
- これらの留意点について、児童生徒が自らの健康について自覚を持ち、時間を決めてできるだけ遠くを見て目を休めたり、目が乾かないよう意識的に時々まばたきをしたりするなど、リテラシーとして習得する
等

3. 端末・インターネットの特性と個人情報の扱い方

自分にとって危険な行動や他人に迷惑をかける行動をしないように、端末やインターネットの特性と個人情報の扱い方を正しく理解しながら使用することが重要であること。

（留意点の例）

- 本人の許可を得ることなく写真を撮ったり、録音・録画したりしない
- 児童生徒が自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）を、誰もがアクセスできるインターネット上に不用意に書き込まない
- 他人を傷つけたり、嫌な思いをさせることを、ネット上に書き込まない
等

4. トラブルが起きた場合の連絡や問合せ方法等の情報共有の仕組み

端末の利用に関する問合せ先や、故障・破損・紛失・盗難、ネット上のトラブル等が発生した場合の対応手順や連絡先を、家庭・保護者と学校・学校設置者の間で共有しておくことが重要であること。

（了）